

東と弁往來

第58回 磐田リベルラ法律事務所



静岡県弁護士会会員 妹尾 圭持 (64期)

2011年12月 弁護士登録、埼玉弁護士会入会
2013年 3月 東京弁護士会に登録換え
2014年 5月 静岡県弁護士会に登録換え、現在に至る

磐田リベルラ法律事務所
(静岡県磐田市)

1. はじめに

私は、2011年12月に出身地の埼玉弁護士会に弁護士登録しました。その後、外国人事件に取り組みたいとの思いから、2013年3月に東京弁護士会に登録換えし、東京パブリック法律事務所三田支所において約1年間の養成を受け、先輩方の指導の下、外国人が当事者となる入管事件、渉外家事事件、労働事件等の様々な事件を担当させて頂きました。そして、外国人の人口が多く、当時はまだ市内に弁護士事務所がなかった静岡県磐田市において、日弁連による偏在対応弁護士独立開業支援を受けて、2014年5月に磐田リベルラ法律事務所を開設しました。なお、事務所名の「リベルラ」は、磐田市のシンボルである蜻蛉(とんぼ)のポルトガル語に由来しています。

事務所開設準備の段階から、多くの弁護士の方々から定期的に助言をして頂き、とても恵まれた環境で準備を進めることができました。この場をお借りして、あらためてお礼申し上げます。事務所開設の初期費用としては内装費用が高くなりやすいため、部屋が分かれている物件が良いとのアドバイスを頂いたこともあり、事務所用の建物として、一軒家を借りています。キッチンとリビングの部屋を執務スペースにして、その他の部屋を相談室として使用しています。

2. 磐田市について

磐田市の人口は約17万人です。そのうち、外国人の人口は約7300人です。事務所を開設した4年前は、

外国人の人口が6000人弱でしたので、現在は増加の傾向が見られます。ブラジル人が約4200人で半分以上を占めており、その次に多いのがフィリピン人で約1000人です。やはりブラジル人が多く居住しているため、例えば、磐田市のゴミ袋にはポルトガル語が併記されていたり、市役所や病院などにポルトガル語の通訳が常駐しているところもあります。



しっぺい
(磐田市イメージキャラクター)

赴任した当初は、ポルトガル語で対応できるようになりたいと思い、辞書や勉強用のテキストを買い込み、語学教室に通ったりして、ポルトガル語の勉強をしていたのですが、段々と忙しくなってきてからは中断してしまいました。そのため、ブラジル人の

依頼者とは、通訳を通してやり取りをすることが多いのですが、直接、ポルトガル語での簡単なメールのやり取りをしていたこともあります。

磐田といえは、ジュビロ磐田の印象が強かったのですが、サッカーだけではなく、私が赴任してからも、ラグビーや卓球などで注目されることがあり、スポーツがとても盛んです

現在、磐田市内には、弁護士の事務所が2つあります。また、ヤマハ発動機のインハウスとして所属している弁護士もいます。

地方に共通していると思いますが、やはり車社会で

あるため、車がないと不便です。刑事事件の接見の際、遠くの警察署までは車で片道1時間近く掛かることもあります。電車やバスで移動すると、さらに時間が掛かってしまいます。私は、赴任当初、ペーパードライバーだったため、なるべく電車やバスで移動していましたが、車の運転に慣れてからは、徒歩10分程度でも車で移動するようになり、すっかり運動不足になってしまいました。

3. 事件内容等

外国人事件に力を入れたいと考えていたため、事務所を開設した際に、事務所のチラシを作成して、近隣の市役所の外国人相談窓口、国際交流協会、外国料理のレストランなどを訪問して、チラシを置かせてもらいました。その後、担当した事件で通訳をして頂いた方からも、他の事件を紹介して頂くようになり、定期的に外国人事件を担当しています。現在、担当している事件のうち、約3割は外国人事件です。離婚、面会交流、養育費などの家事事件の他、債務整理や交通事故などを担当しています。なお、浜松には名古屋入管の支局があり、在留資格の変更や更新手続は浜松で行うことができますが、退去強制手続や難民認定申請などは浜松では行うことができず、名古屋で行われることとなります。また、入管の収容施設が静岡にはないこともあり、退去強制手続などの相談件数は少ない印象です。私は、こちらに赴任してから、在留資格については6件、退去強制手続は1件、難民事件は3件担当しました。

国選などの刑事事件については、平均すると月1件以上は受任しています。裁判員裁判も2件担当しました。



磐田駅



ヤマハスタジアム

そのうち1件は、たまたま外国人の方の事件でした。

静岡県西部では、外国人の割合が多いため、外国人事件に力を入れているという訳ではなくても、弁護士会や市役所での法律相談、刑事の当番弁護などで、外国人が当事者となる事件に関わることが、他の地域よりも多いと思います。離婚や交通事故などでは、相手方が外国人となるケースも多々あります。

4. その他の活動等

毎年、磐田国際交流協会主催の「いわた国際ナショナルフォーラム」に参加させてもらい、外国人のための法律相談のブースを出しています。当日に相談される方は多くありませんが、事務所の存在を知って頂く機会になると思い、毎年参加させてもらっています。

また、今年の2月には、磐田国際交流協会が主催している日本語学校の支援者向けの研修プログラムの一環として、外国人の法律問題に関する講義を担当しました。DV事案における離婚の手続や離婚後の在留資格の問題等について説明しました。今後も定期的に行われる予定のため、このような機会を通じて、磐田市内の外国人の方々の法律問題の解決に少しでも役立てたらと考えています。

5. おわりに

赴任前は、今まで全く縁がなかった地域で事務所を開設することになり、知り合いもほとんどいなかったため、不安に思うこともありましたが、担当事件に取り組んでいるうちに、あっという間に時間が経っていきました。今後も、外国人事件に積極的に取り組み、地域の方々の役に立てるように尽力していきたいと思っています。